

広島県告示第千十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

域

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

津久茂宮之原地区海岸

三 地先海岸名

立石地先海岸